

# 仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（イベント等運営））事業 業務仕様書

## 1 業務名 仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（イベント等運営））事業

## 2 業務目的

本市では、大学等の進学を機に東北をはじめとする各地から学生が転入するものの、その多くが、また、宮城県出身者であっても就職を機に首都圏に転出してしまふことが課題となっており、その要因として、在学期間中に地域企業の魅力に気づく機会に恵まれないまま就職活動を終えることにあるものと考えられる。また、首都圏に流出する層は、個人としての成長を重視する傾向にあるものと捉えている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、少人数イベント等の開催を通じ、学生等と仙台市内に事業所のある企業（以下、地域企業）との相互理解を図るとともに、マッチングの機会を提供することで、地域企業における人材獲得につなげることを目的とするものである。

## 3 見積金額上限額

7,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 5 業務内容等

### (1) イベントの開催等

#### ① 少人数制イベント

- ・仙台で活躍する経営者や役員との交流や対話を通じ、学生等の業界・業種に対する理解を深めるとともに、仙台で働くことの魅力ややりがいを実感してもらうための少人数制イベントを6回以上開催すること。
- ・原則リアルイベントでの開催とする。
- ・1回あたりの学生の定員数は20名以上とする。
- ・イベントのテーマ・内容・開催時期・回数については、学生のニーズを基に年間計画を立て、発注者と協議の上決定すること。
- ・当日運営のほか、経営者や役員の選定・調整、イベントの広報、参加学生等の募集・管理、運営マニュアル等の作成、参加学生・経営者等への事後アンケートを行うこと。
- ・学生等の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。

#### ② 就業体験事業

- ・学生の夏季休暇期間中に、学生の職業観・社会観を養うとともに、地域企業との接点を作ることを目的に、大学等低学年を主な対象とした5日間の就業体験事業（無給）を実施すること。なお、本事業はみやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム事業として実施する。

※みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム

人材育成に関わる地域の課題解決に協働で取り組むことを目的とした連携組織。

（構成員）

東北学院大学、尚絅学院大学、聖和学園短期大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、東北生活文化大学、東北生活文化大学短期大学部、東北福祉大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、仙台高等専門学校、宮城県、仙台市、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、仙台商工会議所、一般社団法人宮城県情報サービス産業協会

#### A) 学生向け説明会の運営

- ・就業体験受け入れ企業は約 50 社程度とし、募集・決定は発注者と協議の上行うこと。
- ・就業体験受け入れ企業が学生に就業体験プログラムを紹介するための説明会、就業体験の心構えや注意点に関する学生向けセミナーを開催し、受け入れ企業と学生のマッチングを行うこと。なお、説明会への参加者目標数は 200 名以上とする。
- ・就業体験終了後に受け入れ企業と参加学生による成果報告会を実施すること。
- ・当日運営のほか、プログラムの策定支援、イベントの広報、参加学生の募集・管理、イベントの広報、運営マニュアル等の作成、参加学生・企業への事後アンケートを行うこと。
- ・学生の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。

#### B) 参加企業向け支援

- ・就業体験受け入れ企業向けに、就業体験プログラム開発のためのセミナー開催やコンサルティングによる支援を行うこと。また、支援を行った企業へ事後アンケートを行うこと。

#### ③ マッチング等イベント

- ・地域企業と大学等低学年を含む学生等とのマッチング等を目的としたイベントを 2 回以上開催すること。1 回は、令和 8 年 3 月又は令和 9 年 3 月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業予定の者（既卒 5 年以内を含む）を主な対象として開催すること。
- ・開催方法は原則リアルイベントとする。
- ・参加企業数は合算して 50 社以上とする。なお、同じ企業が複数回参加する場合にはイベント毎に 1 社とカウントして差し支えない。
- ・参加企業の選定にあたっては、学生等の興味関心を踏まえ、業界・職種のバランスを考慮し、発注者と協議の上決定すること。
- ・参加学生等の数は複数回を合算して 200 名とする。同じ学生等が複数回参加する場合にはイベント毎に 1 名とカウントして差し支えない。
- ・イベントのテーマ・内容・開催時期・回数については、学生のニーズを基に年間計画を立て、発注者と協議の上決定すること。
- ・当日運営のほか、参加企業の募集・管理、イベントの広報、参加学生等の募集・管理、運営マニュアル・参加企業用資料等の作成、参加学生・企業等への事後アンケートを行うこと。
- ・学生等の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。
- ・参加企業と参加学生等のマッチングを促す工夫を行うとともに、参加企業への事後アンケート等によりマッチング数を把握すること。

#### ④ ①～③共通事項

- ・本業務は「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環として行う。「仙台で働きたい！」プロジェクトは、BEST JOB（イベント等運営）、BEST JOB（センダイシゴト体験）（<https://sendaidehatarakitai.jp/sendaisigototaiken>）及び「仙台で働きたい！」サイト運営（<https://sendaidehatarakitai.jp/>）で構成し、BEST JOB（センダイシゴト体験）及び「仙台で働きたい！」サイト運営業務の受託事業者は別途決定する。
- ・各イベントの広報では「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環であることを明記することとし、仙台市が提供するロゴマークを使用すること。
- ・「仙台で働きたい！」ウェブサイトでイベント告知を行うための素材（バナー・チラシのデータ等）をサイト運用業務の受託事業者に提供すること。
- ・BEST JOB 公式 LINE の運営管理を行うこと。
- ・イベントのチラシ等の制作や WEB 広告等の広報業務は本業務受託事業者の費用負担で実施する。
- ・本業務を実施するにあたり、地域企業・学生双方に BEST JOB（センダイシゴト体験）へ

の参加を促す等の連携を図ること。

## (2) その他

- ・ 事業全般において、発注者と定期的に会議を設け、意思の疎通を図ること。
- ・ 受託事業者は、打合せの内容を記録し、発注者へ提出すること。

## 6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

## 7 事業計画・実績報告等

- (1) 事業計画  
業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 実績報告  
各イベント終了後、当該イベントに関し実績報告書を提出すること。実施概要のほか、広報手段や実績またその効果等を検証し記載すること。

## 8 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第2章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項  
(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。